

(3) 食物アレルギーの対応について

改訂の概要

- 1 食物アレルギー対応の解除方法について（除去食・欠食対応の解除）
- 2 「食物アレルギー等に関する確認書」様式2・3の内容の見直しと一部追記
- 3 今後の小学校給食食物アレルギー対応におけるスケジュールについて

食物アレルギー対応の解除方法の変更について（除去食・欠食対応の解除）

学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年 文部科学省）

学校における食物アレルギー対応ガイドライン（令和3年 大阪府教育委員会・大阪府医師会）

＜解除の方法や様式が初めて明記＞
医師の診断のもと、保護者が申請書に記入する

従来の主治医が記入する「学校生活管理指導表」の提出は不要



＜対応解除＞

「食物アレルギー対応解除申請書」（その他様式2-1及び2-2）に保護者が記入し提出

食物アレルギーに関する「学校生活管理指導表」の位置づけ

文書料が無料

- 1 学校生活における配慮事項等を、主治医から校医あてに依頼するもの
- 2 解除に関しては、配慮を依頼する事項ではないため、学校生活管理指導表を用いることは本来不適切

「学校における食物アレルギーガイドライン」より抜粋

除去解除申請書

年 月 日

(学校名) _____
(年組) _____
(児童生徒等名) _____

本児童生徒等は学校生活管理指導表により除去していた(食品名: _____)について、医師の指導のもと、これまでに複数回摂取して症状が誘発されていませんので、学校給食における除去解除をお願いします。

(保護者名) _____



吹田市の新様式(その他様式2)

2024年度様式

食物アレルギー対応解除申請書

届出日: 令和 年 月 日
小学校
年 組
児童氏名 _____
保護者氏名 _____

令和 年 月 日 主治医に受診したところ、本児童生徒等は
学校生活管理指導表により除去していた(食品名: _____)について、
これまでに複数回摂取して症状が誘発されていませんので、学校給食における除去解除を
お願いします。

医療機関名 _____
(主治医: _____)
所在地 _____
電話番号 _____

*上述内容について、医師(主治医)に問い合わせをさせていただくこともあります。
ご了承いただける場合は、右記にチェックしてください。 了承しました

以下、学校記入欄

< 確認日 > 月 日 ()
< 確認方法 > 面談 電話 その他()
< 確認内容 > ()

確認者 _____

【除去食解除の流れ】

1. 解除の場合、その他の様式2-1・2-2を配布し
その他の様式2-2のみを回収
2. 回収時には、必ず面談（時間が取れない場合は電話でも可）を行う

<面談時の確認事項>

1. 主治医（医師）の診断があったこと
2. 対象の食品を食べても症状が誘発されなかったこと

食物アレルギーに関する確認書（様式2-1・2、3-1・2）の見直しと追記

【見直し内容】

*保護者が記入する「2-2及び3-2（別紙確認書）」

アレルゲンとなる食品を自分で取り除いて給食を食べます

「学校や担任の**配慮や確認が必要**」欄

削除

*学校との献立確認を行うため、
個人で取り除くことは想定しない

「学校や担任の**確認は不要**」欄

記述を残す

*申請せずに勝手に取り除き事故につながる、
申請者が増え、家庭と学校の負担が増す

今後の小学校給食食物アレルギー対応におけるスケジュールについて

	1・2月	3月	4月
新1年生	<ul style="list-style-type: none">・様式2-1・2-2を入学説明会で回収	<ul style="list-style-type: none">・「給食での対応が必要」な児童については必要書類の受け取りと面談を行い、記載内容を確認	<ul style="list-style-type: none">・給食開始(4/15)までに校内で情報の共有・体制を整える・4月の献立確認
在校生	<ul style="list-style-type: none">・様式3-1・3-2を全員に配布・回収	<ul style="list-style-type: none">・申出内容の変更があった場合、保護者に確認を行う	<ul style="list-style-type: none">・4月の献立確認